第7期 雲南市農業委員会第1回総会議事録

- 1. 日 時 令和2年7月20日(月) 9:25~12:00
- 2. 場 所 市役所 5 階・全員協議会室
- 3. 出席委員(18名)

4. 欠席委員(1名)

1番 三島 輝昭 2番 板持 斉 3番 三原 治雄 4番 堀江 広孝 5番 柳原 昌広 8番 神田 邦昭 6番 高橋美佐子 9番 高橋 一裕 12番 林 明夫 10番 新田 清 11番 川角 茂 13番 奥田 武 14番 渡部 晴夫 15番 小田川 清 16番 吾郷 正司 17番 佐藤 博子 18番 嘉本 輝雄 19番 加藤 一郎

7番 小山 益男

- 5. 事務局又は説明者 統 括 監 奥井健次 統括主幹 白築 香 主 幹 土江慶彦 主 幹 錦織慎司
- 6. 議事日程
 - (1) 開 会

一同起立

ご礼

農業委員会憲章の朗唱

着席

- (2) 仮議長選出
- (3) 仮議長あいさつ
- (4) 開会宣言
- (5) 日程第1 議事

議第 1号 仮議席の指定について

議第 2号 会長並びに会長職務代理者の選出について

議第 3号 議席の決定について

議第 4号 議事録署名委員の指名について

議第 5号 島根県農業会議会員の選出について

議第 6号 雲南市農業委員会運営委員会委員の選出について

議第 7号 雲南市農業委員会運営委員会委員長並びに副委員長の選出について

- 議第 8号 雲南市農業委員会専門委員会委員の選出について
- 議第 9号 雲南市農業委員会情報委員会委員長並びに副委員長の選出について
- 議第10号 農業者年金加入推進各町責任者の選出について
- 議第11号 雲南市標準農作業料金検討委員会委員の選出について
- 議第12号 雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出について
- 議第13号 雲南市農業経営改善計画認定審査会委員の選出について
- 議第14号 雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出について
- 議第15号 島根県農業協同組合雲南地区本部雲南市カントリーエレベーター運営委員会 委員の選出について
- 議第16号 雲南市「人・農地プラン」検討会議委員の選出について
- 議第17号 雲南地区農業委員会連絡協議会役員の選出について
- 議第18号 雲南市農業再生協議会会員の選出について
- 議第19号 雲南市土地開発公社理事の選出について
- 議第20号 雲南市都市計画審議会委員の選出について
- 議第21号 雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について
 - ・農地利用最適化推進委員候補者の第7期農業委員会への申し送り等について(資料No.1)

7. 傍 聴 1名

8. 議事

発信者	議 事 録 要 旨							
事務局	それでは、定刻になりましたので、ただ今から第7期雲南市農業委員会第1回総会を始							
	めさせていただきます。初めに、農業委員会憲章の朗唱を行いますので、ご起立願います。							
	一同ご礼。ご起立のままでお願いします。							
	農業委員会憲章につきましては、議案の2ページに掲載しておりますので、ご一緒に朗							
	唱をよろしくお願いします。							
	(農業委員会憲章の朗唱)							
事務局	ありがとうございました。ご着席ください。							
事務局	今回は、初回総会ということですので、まずはここに出席しております職員の紹介をさ							
	せていただきます。							
	(白築→土江→錦織→名原→奥井)							
事務局	続きまして、農業委員の皆さまの自己紹介をお願いいたします。仮議席も決まってはお							
	りませんが、現在お座りの順にお願いします。							
	(農業委員自己紹介)							
事務局	ありがとうございました。続きまして、2. 仮議長選出についてでございます。							
	総会の議長は、雲南市農業委員会会議規則第4条により、会長は会議の議長となる。と							
	されています。しかし、任命後の最初の総会では会長が決まっていませんので、仮議長を							
	選出し、速やかに会長及び会長職務代理者を選出しなければなりません。							
	この仮議長の選出方法については特に定めているわけではございませんが、議会議員の							
	場合は地方自治法第107条に、年長の議員が臨時に議長の職務をおこなう。という規定							

発信者	議 事 録 要 旨
	があり、農業委員会においては、これまでも議会議員の例を準用しています。
	今回の仮議長選出について、年長の委員であります加茂町の嘉本輝雄委員にお願いした
	く存じますが、如何でございましょうか。皆様、よろしいでしょうか。
	(なしの声あり)
事務局	ご賛同をいただきましたので、加茂町の嘉本輝雄委員にはよろしくお願いいたします。
	【嘉本委員は仮議長席に移動】
仮議長	皆様、ご苦労様でございます。ただ今、仮議長に選出いただきました加茂町の嘉本輝雄
	です。会長が選出されるまでの間、議長の職務をおこないますのでご協力いただきますよ
	うよろしくお願いいたします。
仮議長	続きまして、4. 開会宣言をおこないます。委員総数19名、本日の出席委員は、18
	名であります。従いまして雲南市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しておりま
	すので、ただ今から第7期雲南市農業委員会第1回総会を開会することを宣言いたします。
仁業日	7 16 本) 4 日本菜市 12 11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12
仮議長	それでは、早速議事に入ります。日程第1・議第1号仮議席の指定について、を議題と します。これについては、皆様がただ今ご着席の場所を仮議席として決定したく存じます
	しより。 これについては、皆様がただう こ有用の場所を収載用として伏足したく行しより が、ご異議ございませんか。
	(なしの声あり)
仮議長	
灰嵌及	突成なしてmvoよう。ようで、ppmx/ma/c/c/c/c/e/mjv/mx/mjcjf/c/c/c/c/c/mjv/mx/mjcjf/c/c/c/c/mjv/mx/mjcjf/c/c/c/c/my/mjcjf/c/c/c/c/my/ma/c/c/c/c/c/mjv/mx/mjcjf/c/c/c/c/my/mjv/my/mjc/c/c/c/my/mjv/my/mjc/c/c/c/c/my/mjv/my/mjc/c/c/c/c/my/mjv/my/mjc/c/c/c/c/my/mjv/my/mjc/c/c/c/c/my/mjv/my/mjc/c/c/c/my/mjv/my/mjc/c/c/c/c/my/mjv/my/my/my/my/my/my/my/my/my/my/my/my/my/
仮議長	│ │ 続きまして、議第2号会長並びに会長職務代理者の選出について、を議題とします。事
	務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議第2号会長並びに会長職務代理者の選出について、説明いたします。農業
	委員会等に関する法律第5条第2項及び第5項の規定に基づき、雲南市農業委員会の会長
	並びに会長職務代理者を選出いただくものであります。
	任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までとなります。会長並びに会長
	職務代理者の選出につきましては、選挙による方法と指名推薦の方法があります。なお、
	指名推薦の方法による場合は、各町より1名の選考委員を選出いただきたいと考えます。
	選考方法についてご審議をよろしくお願いいたします。
仮議長	ただ今、事務局から説明がありましたとおり、選挙による方法と指名推薦による方法と
	がありますが、いかが取り計らいましょうか。
仮議席	仮議席1番三刀屋町の柳原です。各町より選考委員を選出しての指名推薦による方法が
1番	良いと思います。引き続きの委員さんはわかりますが、初めてなられた委員さんについて
	は、お互いにまだわからない訳であり、近年ずっとですが、各町より選考委員を選出して
	その中で協議いただき名前を出して、それを指名推薦として皆さんの賛同をいただくとい
	うやり方でやっていますので、できればそのようにお願いしたいと思います。
仮議長	他にご意見はありませんか。
仁举日	(なしの声あり)
仮議長	それでは、他にご意見がございませんので選考委員を選出し、指名推薦による方法で決定してよるようにですが、また、選者委員の教は、名町より1名の合意に名をでよるよいです。
	定してよろしいですか。また、選考委員の数は、各町より1名の合計6名でよろしいです

発信者	議 事 録 要 旨							
	か。							
	(それでよろしいの声あり)							
仮議長	異議なしと認めます。選考委員は、各町より1名を選出していただきます。それでは、							
	事務局から発表します会場に分かれて、町ごとに選考委員を選出してください。その間、							
	暫時休憩といたします。よって、仮議席はただ今ご着席の議席を指定します。							
	(暫時休憩)							
仮議長	会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していた							
	だきます。大東町より順次発表願います。							
	それでは、初めに大東町お願いします。							
仮議席	大東町は、わたくし加藤一郎となりました。							
16番								
仮議長	次に、加茂町お願いします。							
仮議席	加茂町は、わたくし高橋一裕となりました。							
3番								
仮議長	次に、木次町お願いします。							
仮議席	木次町は、わたくし渡部晴夫となりました。							
11番								
仮議長	次に、三刀屋町お願いします。							
仮議席	仮議席15番です。三刀屋町は、わたくし奥田武となりました。							
15番								
仮議長	次に、吉田町お願いします。							
仮議席	吉田町は、わたくし堀江広孝となりました。							
13番	VL) = HI A III = NEE N J J J J J							
仮議長	次に、掛合町お願いします。							
仮議席	仮議席4番です。掛合町は、わたくし吾郷正司となりました。 							
4番 仮議長	ただ今、各町から発表がありました。発表のとおり決定することにご異議ございません							
	ただっ、谷町がり光衣がありました。光衣のとおり伏足りることにこ共識こさいません。							
	(なしの声あり)							
仮議長								
灰嵌及	します。また、その際、選考委員長を選出していただき、選考委員長より発表していただ							
	くことといたします。その間、暫時休憩といたします。							
	(暫時休憩)							
仮議長	、こういです。 会議を再開します。選考結果がまとまったようですので、選考委員長より結果を発表し							
	ていただきます。							
選考委	選考委員長となりました、仮議席4番掛合町の吾郷です。選考委員会でこれまでの経験							
員長	等を踏まえ協議をおこないました。その結果、会長に16番加藤一郎委員、会長職務代理							
	者に14番嘉本輝雄委員を選出する方向を出したところです。							
仮議長	ただ今、選考委員長より、会長に16番加藤一郎委員、会長職務代理者に14番嘉本輝							
	雄委員との報告がございました。選考委員長の報告のとおり決定することにご異議ござい							

発信者	議 事 録 要 旨							
	ませんか。							
	(異議なしの声あり)							
仮議長	異議なしと認めます。よって、選考委員長の報告のとおり会長は16番加藤一郎委員、							
	会長職務代理者は14番嘉本輝雄委員と決定いたしました。							
仮議長	ただ今、会長に選出されました、加藤一郎委員、会長職務代理者に選出されました、嘉							
	本輝雄委員が会場にいらっしゃいますので、会長並びに会長職務代理者就任の告知をいた							
	します。これにより、加藤一郎委員には会長席に、嘉本輝雄委員には会長職務代理者席に							
	お座りいただき、それぞれ就任のあいさつをお願いいたします。							
	また、これからの議事進行は会長にお願いし、私は以上をもちまして仮議長の職務を解							
	かせていただきます。皆様のご協力に対し厚くお礼申し上げます。							
	(仮議長解任後、会長就任のあいさつ及び会長職務代理者就任のあいさつ)							
議長	それでは、これからは雲南市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長として議							
	長を務めさせていただきます。							
議長	議第3号議席の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。							
事務局	議案書5ページをご覧ください。議第3号議席の決定についてであります。第7期雲南							
	市農業委員会委員の議席を定めるもので、雲南市農業委員会会議規則第7条に、議席はあ							
	らかじめくじで決める。と規定されています。現在、仮議席にお座りですが、仮議席1番							
	の委員から順次くじを引いていただき、議席を決定したいと考えます。なお、会長及び会							
	長職務代理者につきましては、議会議員の例にならい、会長を19番、会長職務代理者を							
	18番としたいと考えますので、ご審議よろしくお願いいたします。							
議長	ただ今、事務局より説明のとおり、仮議席1番の委員から順次くじを引いていただき、							
	議席を決定したいと考えます。会長と職務代理者につきましては、会長を19番、会長職							
	務代理者を18番としたいと考えますが、このとおり決定することにご異議ござい							
	カュ。							
	(異議なしの声あり)							
議長	異議なしと認めます。それでは、ただ今から事務局職員がくじを持って回りますので、							
	仮議席順にくじを引いていただきたいと存じます。くじを引かれましたら、お名前と番号							
	を告げていただき、しばらく自席でお待ち願えればと思います。							
	(くじにより抽選)							
議長	委員の皆さんがくじを引き終わりましたので、事務局より確認のため番号順にお名前を							
	読み上げます。							
事務局	それでは、議席番号順に読み上げます。1番三島輝昭委員、2番板持斉委員、3番三原							
	治雄委員、4番堀江広孝委員、5番柳原昌広委員、6番高橋美佐子委員、7番小山益男委							
	員、8番神田邦昭委員、9番高橋一裕委員、10番新田清委員、11番川角茂委員、12							
	番林明夫委員、13番奥田武委員、14番渡部晴夫委員、15番小田川清委員、16番吾							
	郷正司委員、17番佐藤博子委員、18番嘉本輝雄委員、19番加藤一郎委員、以上であ							
	ります。							
議長	ただ今、事務局が読み上げましたが、間違いはございませんでしょうか。							
	(間違いなしの声あり)							

発信者	議事録要旨
議長	誤りがないようですので、ただ今、事務局が発表しました席順に従い、氏名札を持って
	順次指定の議席に移動をお願いいたします。
	(議席の移動)
議長	次に、議第4号議事録署名委員の指名についてを議題とします。雲南市農業委員会会議
	規則第13条第2項に、議事録には議長及び2人以上の出席委員が署名しなければならな
	い。と規定されていますので、1番三島輝昭委員、2番板持斉委員を指名します。
議長	次に、議第5号島根県農業会議会員の選出についてを議題とします。事務局より説明を
	求めます。
事務局	それでは、議案書7ページをご覧ください。議第5号島根県農業会議会員の選出につい
	てであります。一般社団法人島根県農業会議定款第6条の規定に基づき、島根県農業会議
	会員を選出するものです。市町村に置かれる農業委員会の会長が会員となることが規定さ
	れていますので、会長を島根県農業会議委員として選出することをご提案申し上げます。
議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、島根県農業会議会員には会長を選出すること
	にご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議がございませんので、議第5号島根県農業会議会員の選出については、会長を選出
	いたします。
~34. F	
議長	次に、議第6号雲南市農業委員会運営委員会委員の選出についてを議題とします。事務
*****	局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案書8ページをご覧ください。議第6号雲南市農業委員会運営委員会委員
	の選出についてであります。雲南市農業委員会運営委員会の設置及び運営規程第3条の規
	定に基づき、運営委員会委員を選出するものです。運営委員会の委員構成につきましては、
	会長、会長職務代理者及び若干名の委員となっています。第6期の構成を参考に会長以外 は、職務代理者を含め各町から1名の選出をお願いしたいと考えますので、ご審議よろし
	は、服务に埋有を占め合可がり1名の趣面をお願いしたいと考えまりので、こ番歳ようししくお願いいたします。
議長	へる
时 八	ど、会長及び職務代理者を選出していただいた選考委員さんに、運営委員を選出していた
	だければと思いますが、これについてご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	それでは、暫時休憩とし、選考委員会で選出をお願いします。ただし、会長職務代理者
	 の出身町は1名と数え、それ以外の5町より1名の選出をお願いします。会場は事務局か
	らお知らせします。
	(暫時休憩)
議長	会議を再開します。選考結果がまとまったようですので、選考委員長より結果を発表し
	ていただきます。
選考委	16番吾郷です。それでは、さきほど選考委員会において、これまでの経験等を踏まえ
員長	選考させていただきましので結果を発表いたします。

発信者	議 事 録 要 旨								
	会長及び会長職務代理者につきましては、先ほどご決定いただいたとおりでございます。								
	各町からは、大東町は7番小山益男委員、加茂町は18番嘉本輝雄代理、木次町は1								
	小田川清委員、三刀屋町は5番柳原昌広委員、吉田町は11番川角茂委員、掛合町は16								
	番吾郷正司委員であります。以上よろしくお願いいたします。								
議長	ただ今、選考委員長より発表がありましたが、発表のとおり決定することにご異認								
	いませんか。								
	(異議なしの声あり)								
議長	異議なしと認めます。よって、議第6号雲南市農業委員会運営委員会委員の選出につい								
	ては、発表のとおり決定することといたします。								
議長	次に、議第7号雲南市農業委員会運営委員会委員長並びに副委員長の選出について及び								
	議第8号雲南市農業委員会専門委員会委員の選出についてを一括議題とします。事務局よ								
	り説明を求めます。								
事務局	それでは、初めに議案書9ページをご覧ください。議第7号雲南市農業委員会運営委員								
	会委員長並びに副委員長の選出についてであります。雲南市農業委員会運営委員会の設置								
	及び運営規程第5条の規定に基づき、委員長並びに副委員長を互選するものです。								
	次に、議案書10ページをご覧ください。議第8号雲南市農業委員会専門委員会委員の								
	選出についてであります。雲南市農業委員会専門委員会の設置及び運営規程第3条の規定								
	に基づき、専門委員会委員を選出するものです。								
	専門委員会は情報委員会とし、委員構成につきましては、若干名の委員となっています。								
	情報委員の選出につきましては、初めに議第7号による運営委員会委員長並びに副委員長								
	を選出後、引き続き運営委員会において選考をお願いしたいと考えますので、ご提案申し 								
-1.C	上げます。よろしくお願いいたします。								
議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、初めに運営委員会委員長並びに副委員長を選								
	出後、引き続き運営委員会で情報委員会委員を選出することにしたらと思いますが、ご具								
	議ございませんか。								
举 目	(異議なしの声あり) 田業がないよるですので、実営委員の比様は明宝。移動いただと、選老なお願いいた!								
議長	異議がないようですので、運営委員の皆様は別室へ移動いただき、選考をお願いいたします。それでは、選考されるまでの間、暫時休憩とします。								
	まり。それでは、選与されるまでの间、質時体患としまり。 (暫時休憩)								
議長	会議を再開します。まずはじめに、議第7号雲南市農業委員会運営委員会委員長並びに								
	一								
事務局	おまり、								
3 437/F)	議第7号雲南市農業委員会運営委員会委員長並びに副委員長の選出については、運営委								
	員会の互選により、その結果、委員長に5番柳原昌広委員、副委員長に7番小山益男委員								
	を選出いたします。								
議長	ただ今、事務局より発表がありましたとおり、運営委員会の互選により選出されました								
	が、発表のとおり決定することにご異議ございませんか。								
	(異議なしの声あり)								
議長	異議なしと認めます。よって、議第7号雲南市農業委員会運営委員会委員長並びに副委								

発信者	議事録							
	員長の選出については、発表のとおり決定することといたします。							
議長	次に、議第8号雲南市農業委員会専門委員会委員の選出については、運営委員会委員長							
	から選考結果について発表をしてください。							
運営委								
員長	ございます。これから3年間、委員各位のご協力を得ながら努めさせていただきたいと思							
	いますので、どうぞよろしくお願いいたします。							
	そういたしますと、さきほど運営委員会において情報委員会委員の選考にあたり、慎重							
	審議した結果、次の方々を選ばせていただきましたので、発表させていただきます。							
	6番高橋美佐子委員、9番高橋一裕委員、14番渡部晴夫委員、17番佐藤博子委員、							
- ¥ ⊨	8番神田邦昭委員を選出いたします。どうぞよろしくお願いいたします。							
議長	ただ今、運営委員長より発表がありましたとおり決定することにご異議ございませんか。							
発 目	(異議なしの声あり) 用業なしし初めます。 大学の日常市工典光系是人市明系是人系是の選出にのよ							
議長	異議なしと認めます。よって、議第8号雲南市農業委員会専門委員会委員の選出については、発表のよれり決定することといなります。							
	ては、発表のとおり決定することといたします。							
議長	次に、議第9号雲南市農業委員会情報委員会委員長並びに副委員長の選出についてを議							
时 又	題とします。事務局より説明を求めます。							
事務局	それでは、議案書11ページをご覧ください。議第9号雲南市農業委員会情報委員会委							
3, 3,3,7,3	員長並びに副委員長の選出についてであります。雲南市農業委員会専門委員会の設置及び							
	運営規程第2条並びに第5条の規定に基づき、専門委員会の名称を情報委員会と称し、情							
	報委員長並びに副委員長を互選するものです。ご審議よろしくお願いいたします。							
議長	ただ今、事務局から説明がありましたとおり、情報委員長並びに副委員長を先ほど選出							
	された委員の互選により決定することとなっております。事務局からお知らせします別室							
	において選考をお願いいたします。それでは、暫時休憩といたします。							
	(暫時休憩)							
議長	会議を再開します。事務局から選考結果について発表をしてください。							
事務局	それでは、協議された結果を発表いたします。情報委員会委員長に、17番佐藤博子委							
	員、副委員長に、8番神田邦昭委員であります。以上、報告いたします。							
議長	ただ今、事務局より発表がありましたが、発表のとおり決定することにご異議ございま							
	せんか。							
	(異議なしの声あり)							
議長	異議なしと認めます。よって、議第9号雲南市農業委員会情報委員会委員長並びに副委							
	員長の選出については、発表のとおり決定することといたします。							
発 日	場に - 送笠10日ぶと送笠90日)ァッセナトアは - 毎古十ヵ曲 44年周初 - 74号							
議長	次に、議第10号から議第20号につきましては、雲南市の農林振興部、建設部ほかで							
	条例や規則等で委員会等が設置されており、そこへ農業委員が委員などとして参画しているものです。選出にあたって一折ト程されていただきたいと考えます。ご思議ございまれ							
	るものです。選出にあたって一括上程させていただきたいと考えます。ご異議ございませんか。							
	(異議なしの声あり)							
	(大阪's UV) F Ø) Y /							

発信者	議 事 録 要 旨						
議長	ご異議ございませんので、事務局より説明を求めます。						
事務局	それでは、議案書12ページから22ページにそれぞれの委員の選出を議題としていま						
	す。雲南市の関係機関などへ農業委員が委員などとして参画しているものでありますので、						
	この後、運営委員会でご協議いただきたいと存じます。なお、議案書にそれぞれ任期が記						
	載してありますが、関係機関により任期が異なることから、これまでも農業委員の任期期						
	間中は特別の理由がない限りは引き続きお願いする形を取っているところでありますの						
	で、ご理解の上ご審議のほどよろしくお願いいたします。						
議長	先ほど、事務局より運営委員会で協議いただきたいとの説明がありましたが、ご異議は						
	ありませんか。						
	(異議なしの声あり)						
議長	異議がありませんので、それでは、運営委員の皆様は別室において選考をお願いいたし						
	ます。それでは、暫時休憩といたします。						
	(暫時休憩)						
議長	会議を再開します。さきほど運営委員会において選考していただきましたので、運営委						
	員長より選考結果について発表をしてください。						
運営委	さきほど運営委員会において慎重審議した結果、それぞれの委員さんを選考させていた						
員長	だきましたので、発表させていただきます。						
	それでは、はじめに、議第10号農業者年金加入推進各町責任者の選出についてであり						
	ます。大東町は3番三原治雄委員、加茂町は9番高橋一裕委員、木次町は2番板持斉委員、						
	三刀屋町は13番奥田武委員、吉田町は4番堀江広孝委員、掛合町は16番吾郷正司委員						
	で、任期は、令和5年7月19日までの3年間となります。						
	次に、議第11号雲南市標準農作業料金検討委員会委員の選出についてであります。検						
	討委員会議長は、標準農作業料金検討協議会規程の規定に基づき、運営委員会委員長のわ						
	たくし、5番、柳原が、努めさせていただきます。次に、運営委員会副委員長の7番小山						
	益男委員、嘉本輝雄会長職務代理者、次に、15番小田川清委員、11番川角茂委員、8						
	番神田邦昭委員で、任期は、令和4年3月31日までの2年間となります。						
	次に、議第12号雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出についてであ						
	ります。委員は2名とし、大東加茂木次の旧大原地区は、1番三島輝昭委員、三刀屋吉田						
	掛合の旧飯石地区は、13番奥田武委員で、任期は、令和5年3月31日までの3年間と						
	なります。						
	次に、議第13号雲南市農業経営改善計画認定審査会委員の選出についてであります。						
	同じく委員は2名とし、旧大原地区は、12番林明夫委員、旧飯石地区は、4番堀江広孝						
	委員で、任期は、令和5年3月31日までの3年間となります。						
	次に、議第14号雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出についてであります。大東						
	町は10番新田清委員、加茂町は18番嘉本輝雄委員、木次町は2番板持斉委員、三刀屋						
	町は13番奥田武委員、吉田町は11番川角茂委員、掛合町は16番吾郷正司委員で、任						
	期は、令和4年3月31日までの2年間となります。						
	次に、議第15号島根県農業協同組合雲南地区本部雲南市カントリーエレベーター運営						
	委員会委員の選出についてであります。これは、事業関係に関係のある4町から選出につ						
	いて依頼されているもので、大東町は1番三島輝昭委員、加茂町は9番高橋一裕委員、木						

発信者	議 事 録 要 旨
	次町は14番渡部晴夫委員、三刀屋町は17番佐藤博子委員で、任期は、令和3年6月1
	3日までの1年間となります。
	次に、議議第16号雲南市「人・農地プラン」検討会議委員の選出についてであります。
	6番高橋美佐子委員と、15番小田川清委員にお願いできればと思います。任期は、令和
	4年3月31日までの2年間となります。
	次に、議第17号雲南地区農業委員会連絡協議会役員の選出についてであります。これ
	は、次の1市2町から、それぞれ委員を選出するもので、次のとおりあて職となります。
	会長の加藤一郎委員、会長職務代理者の嘉本輝雄委員、運営委員会委員長のわたくし、
	5番柳原、情報委員会委員長の17番佐藤博子委員で、任期は、令和5年3月31日まで
	の3年間となります。
	次に、議第18号雲南市農業再生協議会会員の選出についてであります。これは、会長
	あて職となり、加藤一郎会長でございます。任期は、令和4年3月31日までの2年間と
	なります。
	次に、議第19号雲南市土地開発公社理事の選出についてであります。これも同じく、
	会長あて職となり、加藤一郎会長でございます。任期は、令和2年12月9日までの半年
	間となります。
	次に、議第20号雲南市都市計画審議会委員の選出についてであります。これも同じく、
	会長あて職となり、加藤一郎会長でございます。任期は、令和4年7月8日までの2年間
	となります。以上でございます。
議長	ただ今、運営委員長より発表がありました。発表のとおり決定することにご異議ござい
	ませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、議第10号から議第20号については、発表のとおり決
	定いたします。
	なお、事務局からも説明しましたとおり、関係機関により任期が異なりますので、これ
	まで同様に農業委員の任期期間中は特別の理由がない限りは引き続きお願いする形を取ら
	せていただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
議長	次に、議第21号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題と
	します。事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案書23ページ・24ページをご覧ください。議第21号雲南市農業委員
	会の農地利用最適化推進委員の委嘱についてであります。
	農業委員会等に関する法律第17条の規定に基づき、雲南市農業委員会が農地利用最適
	化推進委員を委嘱するものです。
	ここで、資料No.1・農地利用最適化推進委員候補者の第7期農業委員会への申し送り等
	についてをお開きください。これは、6月26日に開催しました、第6期雲南市農業委員
	会第36回総会において了承いただきました、第6期雲南市農業委員会から第7期雲南市
	農業委員会へ申し送りをした文面でございます。
	主な内容としましては、この度議案提出しておりますとおり、議第21号の推進委員の
	委嘱については、改選後の農業委員会でしかできないこととなっております。このことか

発信者	議事録要旨							
	ら、雲南市農業委員会では、資料の中ほどに記載しております主な3項目の理由により、							
	第6期の農業委員会において推進委員候補者37名を選考させていただいたところでござ							
	いますが、この第6期では、あくまで推進委員の候補者であることから、正式に推進委員							
	となることができるのは、本日の第7期総会での議決を得てからでないと委嘱を行うこと							
	ができないルールとなっておりますので、よろしくお願いいたします。							
議長	先ほど、事務局より説明しましたとおり、推進委員の委嘱については、第7期総会での							
	議決を得る必要がございます。よって、ただ今から、農地利用最適化推進委員候補者、3							
	7名の氏名等につきまして、会長職務代理者から発表させていただきます。嘉本代理、よ							
	ろしくお願いいたします。							
会長職	それでは、37名の名前を申し上げますが、町名の後に推薦又は応募の区域番号別に定							
務代理	数並びに氏名を報告いたします。なお、区域の詳細については、資料の方をご覧いただき							
者	ながら、ご確認ください。							
	初めに、大東町です。							
	大東町、区域番号1番定数2名で、錦織悦雄さん、藤原浩二さん。2番定数2名で、青							
	戸良房さん、佐々木協さん。3番定数2名で、森山健二さん、小川和夫さん。4番定数2							
	名で、錦織保夫さん、岡田伸さん。5番定数1名で、福間敏さん。6番定数2名で、藤原							
	利夫さん、石橋壽幸さん。7番定数2名で、安井恭治さん、石倉和幸さん。以上が大東町							
	で、合計13名でございます。							
	次に、加茂町8番定数1名で、濵村享さん。9番定数1名で、熱田保政さん。10番定							
	数1名で、広野仁司さん。11番定数1名で、日野一夫さん。12番定数1名で、中林博							
	さん。以上が加茂町で、合計5名でございます。							
	次に、木次町13番定数2名で、嘉本啓吉さん、松本勝さん。14番定数2名で、周藤							
	靖之さん、難波朗公さん。15番定数2名で、松原利廣さん、鳥屋耕次さん。以上が木次							
	町で、合計6名でございます。							
	次に、三刀屋町16番定数3名で、白築美雄さん、片寄健治さん、渡部洋一さん。17							
	番定数2名で、太田明美さん、谷戸茂さん。18番定数2名で、高尾茂通さん、朝山昇							
	ん。以上が三刀屋町で、合計7名でございます。							
	次に、吉田町19番定数2名で、板垣安夫さん、松原光春さん。20番定数1名で、伊							
	藤山人さん。以上が吉田町で、合計3名でございます。							
	次に、掛合町21番定数1名で、岡田稔さん。22番定数1名で、杉山圭さん。23番							
	定数1名で、本間勇作さん。以上が掛合町で、合計3名でございます。							
	以上、37名よろしくお願いいたします。							
議長	ただ今、会長職務代理者より発表がありました人を、雲南市農業委員会の農地利用最適							
	化推進委員として委嘱することにご異議ございませんか。							
	(異議なしの声あり)							
議長	異議なしと認めます。よって、議第21号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員							
	の委嘱については、発表のとおり決定といたします。							
事務局	なお、これにて推進委員37名が決まりましたので、午後から予定しております、推進							
議長	委員委嘱状交付式において、正式に委嘱状を交付したいと思いますので、よろしくお願い							
	します。							

発信者	議 事 録 要 旨
	以上で、本日の議事については全て終了いたしました。閉会といたします。
事務局	ご起立ください。
	一同礼。
	ご着席ください。(12:00終了)

会議の経

過を記載し	して、その	神違な	いことを証するため、ここに署名する。	
令和	年	月	日	
			議 長	
			署名委員	
			署名委員	